

P T A 会則



都立目黒高等学校 P T A

(PTA会則:令和3年2月8日改正版)

P T A 会 則

第1章 総 則

(名称・事務所)

第 1 条 本会は東京都立目黒高等学校 PTA と称し、事務所を東京都目黒区祐天寺 2 丁目 7 番 15 号 東京都立目黒高等学校内に置く。

(目 的)

第 2 条 本会は家庭と学校とが緊密な連携を保ち、民主的教育の充実・発展と生徒の福祉の増進に寄与するとともに、会員の教養を深め、相互の親睦をはかることを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学校教育の充実・振興に関して必要と認める事業
- (2) 会員の研修および親睦に関して必要と認める事業

(会 員)

第 4 条 本会の会員は東京都立目黒高等学校に在籍する生徒の保護者および教職員とする。

第2章 委 員

(委員の選出・任期)

第 5 条 本会は保護者の会員の中から学級ごとに 2 名程度を選出し、これに教職員の代表若干名を加えて委員とする。保護者の委員はさらに、学年ごとに 1 名の学年連絡担当と 3 名の広報担当の委員を互選する。委員の任期は 1 ヶ年とするが、再選することができる。

(委員の任務)

第 6 条 保護者の委員は学級担任の協力を得て、学級 PTA 活動の充実につとめるとともに、学級会員を代表して委員総会に出席する。また、学年連絡担当はあわせて学年 PTA 活動の連絡・調整にあたるとともに、学年の委員を代表して運営委員会に参加する。広報担当は本会の広報誌の編集に携わる。その他の委員は必要に応じ、会員の研修および親睦に関する事業に携わる。

第3章 役 員

(役員構成・任務)

第 7 条 本会の事業を執行するために次の役員をおく。

- (1) 会 長 1 名 (保護者)
本会を代表し、会務のすべてを総括する。原則として、再任されない。
- (2) 副会長 3 名程度 (保護者 2・副校長)
会長を補佐し、会長不在の場合には会長の職務を代行する。
- (3) 会 計 2 名程度 (保護者 2)
会計事務を処理し、収支を会員に報告する。
- (4) 書 記 4 名程度 (保護者 3・教職員)
総会・委員総会の議事を記録し、会員に報告する。また会合の連絡その他の庶務を行う。
- (5) 監 査 3 名程度 (保護者 2)
業務の執行と会計の処理を監査し、その結果を会員に報告する。役員は必要に応じて役員会を開き、業務について打ち合わせを行う。

(役員選出・任期)

第 8 条 役員は、保護者の会員の中から候補を選定し、委員総会の賛同を得たのち、総会でこれを決定する。役員の任期は 1 ヶ年とする。ただし、重任することができる。

(校長)

第 9 条 校長は学校を代表し、会務の全般に参画する。

(顧問)

第 10 条 本会に若干名の顧問をおく。顧問は会長が総会において委嘱し、その任期は 1～3 ヶ年とする。顧問は会長の諮問にこたえる。

第 4 章 機 関

(常設の機関)

第 11 条 本会に次の機関を設置する。

1. 総会
2. 委員総会
3. 運営委員会
4. 広報委員会
5. 文化祭実行委員会
6. 合唱実行委員会
7. 教養研修実行委員会

(定期総会)

第 12 条 本会は総会を最高議決機関とし、毎年 2 回、5 月と 3 月にこれを開催することを原則とする。5 月の総会では前年度の事業報告・収支決算および本年度の事業計画・予算案を審議し、3 月の総会では、役員承認を行う。

(臨時総会)

第 13 条 会長は、委員総会が必要と認めたとき、または会員の 5 分の 1 以上の請求があったときは、臨時総会を招集する。

(委員総会)

第 14 条 本会の重要事項は委員総会において審議する。委員総会は役員と委員の全員で構成し、緊急事項については総会を代行することができる。委員総会は各学期に 1 回開催することを原則とする。

(運営委員会)

第 15 条 運営委員会は役員および広報委員会と、文化祭実行委員会・合唱実行委員会・教養研修実行委員会の代表で構成し、本会の運営上の諸問題ならびに事業計画の具体化などを協議する。

(広報委員会)

第 16 条 広報委員会は各学年で互選された広報委員で構成し、本会の広報誌を編集・発行する。本委員会には、互選により、委員長および副委員長をおく。

(文化祭実行委員会)

(合唱実行委員会)

(教養研修実行委員会)

第 17 条 文化祭実行委員会・合唱実行委員会・教養研修実行委員会は各学年で互選された委員で構成し、委員会で協議の上、文化祭・合唱大会・研修会等への参画を行う。本委員会には、互選により、委員長および副委員長をおく。

(特別委員会)

第 18 条 本会は委員総会が必要と認めたとき、上記の各委員会のほかに特別委員会を設けることができる。特別委員会の代表は、運営委員会に出席する。

(総会の定足数および機関の議決)

第 19 条 総会の定足数は、全会員の過半数（委任状を含む）とする。ただし、3 学期に開催する総会については、定足数を 1・2 学年会員数の過半数（委任状を含む）とする。機関の議事は、出席者の過半数によって決する。

第5章 学級会・学年会

(学級会・学年会)

第20条 本会の会員は、学級会および学年会に参加し、本会の目的の実現に努める。学級会は保護者の委員が学級担任と打ち合わせて臨時開催し、学年会は保護者の委員および学年担任団の計画に基づいて開催される。

第6章 会 計

(経 費)

第21条 本会の経費は会費その他の収入をもってあてる。

委員総会は、細則で会費の額を定め、総会に承認を求めるものとする。本会が特別な事業を行うために必要があるときには、特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 会則の改正

(会則の改正)

第23条 本会則の変更は総会の議決によらなければならない。

(細 則)

第24条 本会の運営に必要な細則は、委員総会において定め、総会に報告する。

細 則

1. PTA会費の年額ならびに徴収については次による。
保護者の会員は1家庭を単位とするが、会費は生徒の人員を単位とし、その年額を3,000円とする。
2. PTAの通帳と印鑑は役員の中で別の人が持つこととする。
3. 社団法人全国高等学校PTA連合会の賠償責任補償制度の掛け金は、PTA会費の中から支出する。

附 則

本会則は平成16年 6月7日から施行する。

平成20年10月18日から施行する。

平成21年 5月16日から施行する。

平成22年 5月22日から施行(第1章総則第1条:住所を明記)する。

平成23年 2月26日から施行(細則:掛け金の金額を削除)する。

平成25年 3月2日から施行(第4章第21条:3学期開催の定期総会定足数の変更)する。

平成26年 3月1日から施行(第3章第7条:構成役員数の定義変更)する。

平成30年 5月12日から執行(第2章第5条・第6条:委員機関の変更)する。

平成30年 5月12日から執行(第3章第8条:役員選出の変更)する。

平成30年 5月12日から施行(第4章第11条:常設の機関の変更)する。

平成30年 5月12日から施行(第5章 学級会・学年会の言い回し変更)する。

令和元年 5月11日から施行(第2章第5条の構成役員数の定義変更)する。

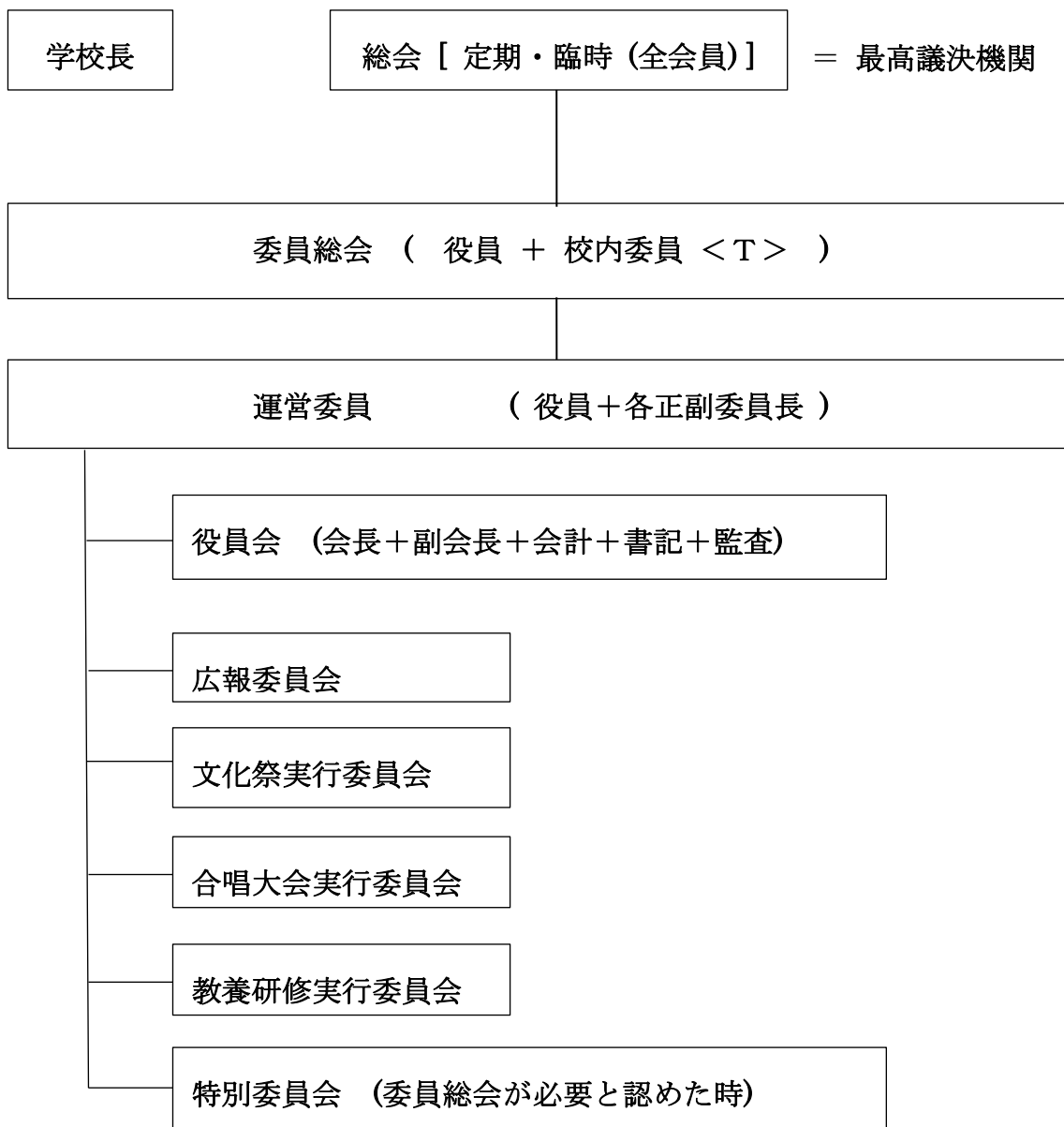
令和元年 5月11日から施行(第3章第7条の会長の選任について変更)する。

令和元年 5月11日から施行(第3章第7条の監査から経営企画室長を削除)する。

令和元年 5月11日から施行(細則に項目2を追加)する。

令和3年 2月8日から試行(細則:PTA年会費の変更)する。

本校のPTA組織



PTA慶弔規定

平成 11 年 5 月 30 日改定

	対象者	項目	金額	備考
見舞金	生徒	学校管理下の事故	3,000 円	24 時間以上入院の場合
見舞金	生徒	病気・負傷で療養	5,000 円	療養期間が継続 3 週間以上
見舞金	生徒	自宅が不慮の災害	10,000 円	焼失又は、大破した場合
弔慰金	生徒	死亡	10,000 円	別に花輪 1 基
弔慰金	全員	死亡	10,000 円	父母又はこれに代わる者

1. PTA会員の弔慰金ならびに見舞金は上記表の基準によって処理する。
(この規程の会員とは生徒の父母またはこれに代わる者をいう。)
2. 上記の他、会長が必要と認めた場合には、弔慰金または、見舞金を支出することができる。ただし、その金額等は、副会長と協議した上で決定する。
3. 学校管理下において、生徒の身体の安全に関する重大な事故が発生した場合には役員その他で協議した上、この規程とは別に事故対策費を支出する。
4. この規程は、平成 11 年 5 月 30 日から実施する。
5. この規程は、委員総会の承認を得て改正することができる。

PTA表彰規定

本校PTAは、PTA活動にご尽力くださった方々に下記の要領で感謝状またはそれに準ずるものを贈呈する。

記

1. 対象 PTA会長を一期以上務めた方
PTA運営委員を二期以上務めた方
2. 表彰 感謝状またはそれに準ずるもの
3. その他
 - 1) 感謝状またはそれに準ずるものの贈呈は総会の席上、またはこれに準ずる席上で
 - 2) この規定は平成 15 年 5 月 10 日から実施する
 - 3) この規定は委員総会の承認を得て改正することができる

以上